



### ★組合設立に向けて発起人説明会が開かれました！

平成29年11月27日と12月21日の2回にわたり多治見駅前プラザ・テラ4階大教室において、多治見駅南地区市街地再開発組合の設立に向けて、設立発起人（発起人代表白山神社代表役員深江義邦様以下5名）の説明会が開かれました。説明会では、「定款」と「事業計画」の提案説明があり、12月21日時点で宅地所有者、借地権者及び地積の2/3以上の同意が得られていることが報告されました。

### ★「定款」及び「事業計画」の内容について

提案説明された「定款」と「事業計画」の主な内容は次のとおりとなっています。

#### 「定款」

第1章 総則 第2章 組員 第3章 参加組員 第4章 費用の分担 第5章 役員 第6章 職員 第7章 総会及び理事会 第8章 会計 第9章 審査委員 第10章 価額の確定及び清算 第11章 保留床等の処分の方法 第12章 雑則

#### 「事業計画」

1. 事業名 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者 多治見駅南地区市街地再開発組合
3. 事業の目的
  - ①交流人口と定住人口の増加に向けた賑わいあるまちの形成
  - ②土地利用の高度化
  - ③多治見駅へのアクセス機能の強化と駅北地区との連携強化
  - ④潤いある緑や美しい景観の創出による魅力的な都市環境の確保
4. 施行地区の面積 約2.0ha
5. 設計の概要

敷地面積	建築面積	延床面積	建蔽率	容積率
約16,100㎡	約10,300㎡	約55,000㎡	約64%	約247%

※容積率対象延床面積 約39,800㎡

6. 事業施行期間 組合設立認可公告日～2022年12月末日（清算・組合解散）
7. 資金計画の概要 事業費 約210億円

写真：発起人説明会の様子



表：同意状況一覧（H29.12.21現在）

	区分	同意者①	全体②	同意率 ①/②
1	宅地所有者	6	9	0.666
2	借地権者	2	2	1.000
3	地積			
	宅地所有者地積 (㎡)	13,115.50	19,313.64	—
	借地権者地積 (㎡)	1,957.02	1,957.02	—
	合計地積 (㎡)	15,072.52	21,270.66	0.708

## ★組合設立の手続きについて

組合設立の手続きについては、次のとおり進められます。

### I. 市街地再開発組合設立認可申請

- 1 発起人 5 名以上の連署により、多治見市に認可申請書を提出します。
- 2 多治見市では、認可申請書に不備がないか確認のうえ、岐阜県知事に進達します。



### II. 事業計画の縦覧（2 週間）・・・誰でも縦覧可能

- ・知事は、認可申請があると書類審査後、市にその事業計画を 2 週間縦覧させます。



### III. 意見書の提出（4 週間）・・・関係権利者のみ提出可能

- 1 縦覧された事業計画について、意見のある関係権利者は、縦覧が終わって 2 週間以内までに知事に対して意見書を提出することができます。
- 2 関係権利者には、事業に関係のある土地やその土地に定着する物件の権利者（所有権者、借地権者、借家権者等）と参加組合員が該当します。



### IV. 岐阜県による意見書の審査

- ・意見書の提出があった場合は、知事はその内容を審査し、その意見書が適正で採択すべきものであると認める場合には、事業計画に必要な修正を加えるよう申請者に命じて、事業が円滑にできるようにします。



### V. 岐阜県による組合設立認可の公告

- 1 これらの手続きを経た後に、知事は市の意見を聞いた上で、認可基準に照らして妥当であると判断した場合に組合設立を認可し、その公告をします。
- 2 この認可があってはじめて組合が成立することになります。  
市街地再開発組合は法人格を有していますが、一般の民法上の法人と異なり、組合設立の登記は必要なく、組合設立認可の公告があれば第三者に対抗することができます。
- 3 組合が成立してよいよ事業が着手されますが、知事及び組合は広くこのことを周知徹底させなければなりません。知事が行う周知措置の手続きが公告です。
- 4 この公告がなされた後は、施行地区内において建築行為を行おうとするときは、知事の許可が必要になります。



### VI. 組合設立総会

- 1 組合が設立されると、認可があった日から 30 日以内に組合の役員（理事、監事）を選ぶ総会が開かれることとなります。
- 2 理事の互選により選ばれた理事長については、氏名と住所を知事に届け出て公告されます。組合は、この公告があるまでは理事長の代表権を持って第三者に対抗することはできません。

# ★事業計画の縦覧がはじまります！！

同意等の所定の条件を整えたことを受け、設立発起人5名より平成29年12月21日付けで岐阜県知事に対し「多治見駅南地区市街地再開発組合設立認可申請書」が提出されました。

この結果、都市再開発法第16条第1項の規定により、事業計画の縦覧が下記のとおり行われます。

## ○縦覧の目的

事業計画を公開することにより関係権利者が公の場に意見を表明する機会を法的に保障し、その意見の客観的な妥当性を知事に判断してもらうことが目的になります。

## ○縦覧場所

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所都市計画部市街地整備課（多治見市役所本庁舎3階）

TEL:0572-22-1397（ダイヤルイン） FAX:0572-25-2992

E-mail:sigaichiseibi@city.tajimi.lg.jp

## ○縦覧期間と意見書提出期間

### ◇縦覧期間

平成30年1月16日（火）～平成30年1月29日（月）

※縦覧時間：土日祝を除く、午前8時30分～午後5時15分

### ◇意見書提出期間

平成30年1月16日（火）～平成30年2月13日（火）

## ○意見書の提出先と提出方法

### ◇意見書の提出先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県都市建築部都市整備課市街地整備係（岐阜県庁本庁舎8階）

TEL:058-272-8665（ダイヤルイン） FAX:058-278-2764

E-mail:c11667@pref.gifu.lg.jp

### ◇提出方法

書面にて提出すること（持参又は郵送）。意見書には、事業名、意見、住所・氏名（押印）、連絡先（電話番号等）を記すこと。意見は、主旨と理由を簡潔にまとめること。書式は自由

## ○問合わせ先

<縦覧場所に同じ>

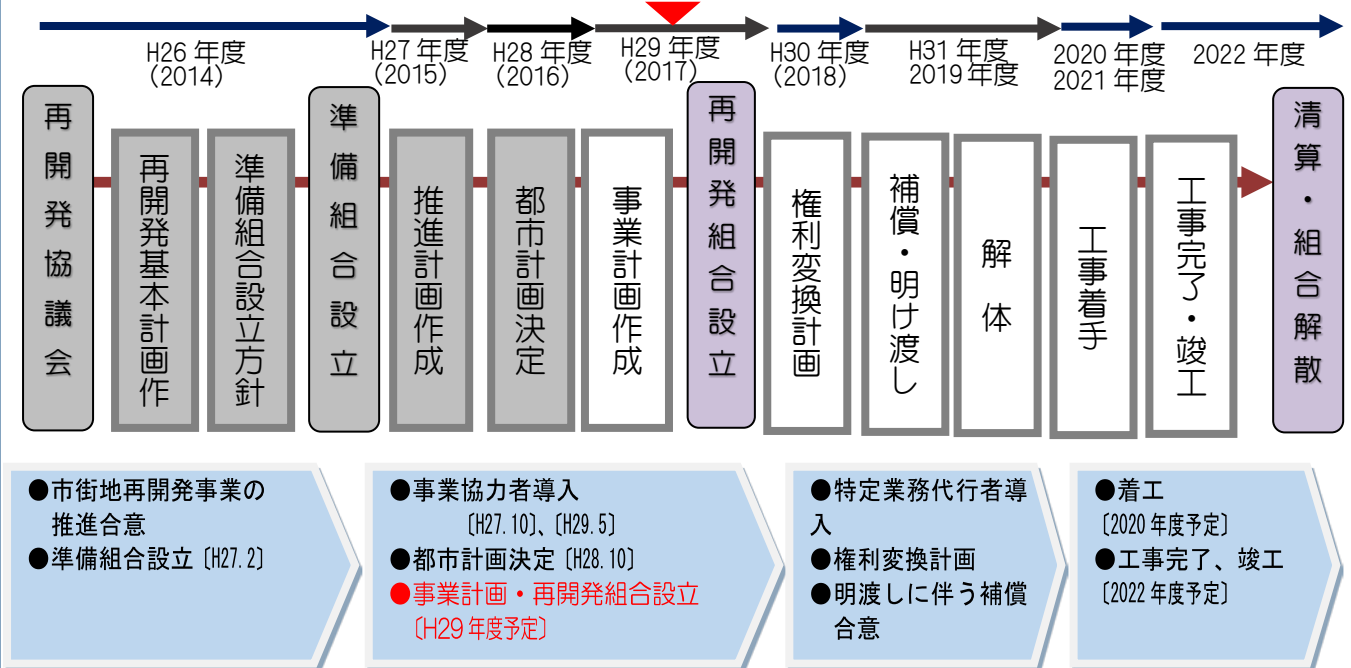
## ★ 理事会（第28、29回）開催の報告

会議	日時	主な審議、報告事項
第28回理事会	平成29年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告事項・石綿分析調査、土地利用履歴調査及び埋蔵文化財試掘業務経過について</li> <li>・再開発組合設立発起人及び施行区域の公告等について</li> <li>・再開発ニュース第6号の発刊について</li> <li>・多治見駅南地区再開発事業パンフレットの一部分修正及び増刷について</li> </ul>
第29回理事会	平成29年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告事項・組合設立同意の状況及び組合設立の認可申請について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>○議案・事業協力者への資金立替依頼について</li> </ul>

## ★ 発起人会（第1、2回）開催の報告

会議	日時	主な審議、報告事項
第1回発起人会	平成29年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○説明事項・組合設立に向けた流れについて</li> <li>・事業計画案及び定款案について</li> <li>・組合設立同意について</li> </ul>
第2回発起人会	平成29年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○説明事項・定款及び事業計画の組合設立認可申請案について</li> <li>・再開発組合設立認可申請について</li> </ul>

## ★ 組合施行市街地再開発事業の流れ・目標年次



次回 第30回理事会のご案内  
平成30年1月19日(金) 午後1時30分～ 会場：駅前プラザ・テラ4階大教室

- ◆発行 多治見駅南地区再開発準備組合
- ◆連絡先 事務局 TEL：0572-21-0070 FAX：0572-21-0090  
E-Mail:tajimi-minami@eos.ocn.ne.jp  
http://www.ts-minami.com/